傭主と労働者が立場は對等なわくにして決して對等ではない。傭主は一つの事業、一つの會社を代表する故に彼等の背後には有力なる力がある。然るに労働者には其の背後に何等の力もない。一事業、一會社は一つの団體であり資本家は団体の力によつて其力を用ひて労働者に臨み労働者は一人々々で有力な資本の団結力に當り得ないから、自由契約が名は自由であつても其の実は傭主側が要求するまゝの労働条件を命令し労働者は唯之れに服従するの外ないのは之が為めである。

被傭者たる労働者が一致團結して労働組合を組織し人々々の個人としてゞはなくて一個の組合として一個の團體の力として傭主側に臨むならば傭主と被傭者とは初めて對等の立場に立つことが出来る。労働者は組合の力によつて傭主と對等の立場に立つて初めて正当な労働条件を獲得し正当な賃銀と正当な労働時間と正当な労働条件との基に生活の保障と安定を得、生活の向上を計り人間らしい生活を求める正当な要求を主張することが出来るのである。

殊に最も先進諸国のやうに労働組合を公認する法律は制定せられ之を保護し、並に之を各國の普通諸外國のやうに労働組合の組織を禁止した法律がなく、各國に於て最進政府は國際労働會議に送る代表者の選出に当つては労働組合に選挙権を與へたので事実上政府は労働組合を積極的に公認したのである。今日尚ほ封建時代の主従関係を夢みて居る頑迷な日本の傭主は労働組合の組織を非難し有らゆる手段を弄して組合の組織を妨害して居ることは事実である。彼等は自由契約主義の利益のみを主張しつゝ労働者の雇入れ及使用に對する主人の権威と専横とを以て労働者に臨まんとするものである。併し労働組合は既に国家が事実上公認した如くの組織であつて傭主は労働組合の組織を妨害し其の被傭者が組合に加入することを妨害する何等の権利をも持たないのである。

(一)

9.